

答 申 第 3 7 8 号
平成25年 4月26日

千葉県公安委員会
委員長 福田 康一郎 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

審査請求に対する裁決について（答申）

平成23年6月1日付け公委(監)発第第119号による下記の諮問について、
別添のとおり答申します。

記

諮問第456号

平成23年5月8日付けで審査請求人●●●●・●●●●から提起された、平成23年3月31日付け監発第174号で行った行政文書の部分開示決定のうち、番号「2870」の団体の代表に関する記述を千葉県情報公開条例第8条第2号に該当するとの理由で不開示とした処分並びに番号「2870」、「16759」及び「15442」の「功労の概要」欄の事件に関係した団体の名称を千葉県情報公開条例第8条第2号及び第3号に該当するとの理由で不開示とした処分にかかる審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張要旨は、次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が、平成23年3月31日付け監発第174号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、番号「2870」の団体の代表に関する記述（以下「本件不開示部分1」という。）を千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとの理由で不開示とした処分並びに番号「2870」、「16759」及び「15442」の「功労の概要」欄の事件に関係した団体の名称（以下「本件不開示部分2」といい、「本件不開示部分1」と併せて「本件不開示部分」という。）を条例第8条第2号及び第3号に該当するとの理由で不開示とした処分について、その取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、次のとおりである。

- (1) 本件不開示部分が、条例第8条第2号及び第3号イに該当するとのことであるが、この事件は法律雑誌に判決の評釈が数多く掲載され、マスコミも大々的に報道するなど公知の事実である。
- (2) 一定期間経過後に慣行公性を喪失するとしているが、インターネットが普及した現代では、一度公開された情報は、広く公開され続ける。
実際、検索サイトで多数公開されており、今日現在でも、実名報道から複数年経過したからといって、慣行公性が喪失などしない。実施機関の主張は時代遅れであり、全く現状に即していない。
- (3) 本件不開示部分2について、過去の事件報道、書籍や公式ブログですでに公にされているものであれば、現時点で改めて公にしたところで、個人の権利利益を害することはあり得ない。
- (4) 書籍が入手困難との主張は、出版業界の現状を全く知らないとしかしいようがない。本の販売ルートはいくつも存在しており、「取次・書店ルート」で書籍の7割が販売されているが、書店と直取引をする出版社も多数

ある。取次を通さないことで入手困難というのであれば、岩波書店等の本はすべて慣行公性を認められないこととなる。

当該書籍は流通仲介業者を通してはいないが、直取引という形態の通常の商業出版物であり入手困難なものではなく、慣行として公にされている情報と認めるのが相当である。

- (5) また、本件に関しては、警察庁が情報公開法の趣旨に基づき、平成14年10月30日付けでこの事件についての「警察庁長官賞上申書」を開示しており、捜査の方針と取り調べの状況の結果を公開している。
- (6) このように、情報公開法に基づき本件不開示部分2を公にしており、この事件が公知の事実であることを証明しているのであるから、本件決定の本件不開示部分2が、上記(5)ですでに公にされている内容と同じものであるなら、条例第8条第2号で不開示とすることに合理的理由を見いだすことは困難である。
- (7) 平成14年と平成22年の開示請求とでは、情報の周知性・慣行公性の判断に差が生じているが、その理由の記載は見当たらない。仮に数年経過したことがその理由だとすれば、上記のとおり、一定期間経過後に慣行公性を喪失するとの主張は全く現状に即していない。
- (8) さらに、本件不開示部分2は条例第8条第3号に該当し、公にすることにより当該団体の社会的信用を害するおそれがあるため開示しないとしているが、その団体名が上記(5)で開示したものであれば、すでに登記上解散している会社であって、その名称を公にしたところで、社会的信用、競争上の地位その他の正当な利益に対し何ら害するものはない。
- (9) 一般論として、事件に関係した団体の名称を公にすることにより団体としての社会的信用を失うおそれを否定することはできないが、当該事件は、カルトが起こした事件として報道され負のイメージが強く、特異なケースとして報道されているのであるから、一般論は当てはまらない。
すでに述べたとおり、当該団体と事件との関連性はすでに公に周知され現在に至るまで慣行として公にされているものと言えるため、それを理由に団体としての社会的信用を害するとの理由には相当しない。
- (10) よって、本件決定のうち、本件不開示部分について不開示とした処分を取り消しを求める。

第3 諮問実施機関の説明要旨

千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

審査請求人は、実施機関に対し、平成23年3月15日付けで条例第7条第1項の規定により、以下の内容に関する行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「成田市内における保護責任者遺棄致死事件捜査本部が、平成12年5月12日付受賞した『千葉県警察本部長賞』に関する

- ①上記『千葉県警察本部長賞』の上申書（千葉県警察の表彰に関する訓令第15条）
- ②上申書に付随して『その他参考となる事項』が記載された書面（千葉県警察の表彰に関する訓令第17条）
- ③上申書の鑑とされる書面
- ④上記上申の結果表彰が決定又は表彰が行われた場合に登載された表彰台帳及び被表彰者の所属長に通知された際の書面（千葉県警察の表彰に関する訓令第27条）」

2 本件対象文書の特定及び本件決定について

実施機関は、本件請求の内容について審査請求人に確認した結果、本件請求の④前段に係る対象文書として、平成12年5月12日付けの表彰台帳（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

なお、本件請求のその余の部分については対象となる行政文書を保有していなかったため、本件決定と同日付け監発第173号により行政文書不開示決定を行った。

3 本件対象文書について

本部長表彰は、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕等について多大な功労があった部署、警察職員及び部外の者若しくは団体に対して「賞状」、「賞詞」、「賞誉」等を授与するものである。

「表彰台帳」については、千葉県警察の表彰に関する訓令第27条に規定された様式であり、「本部長の表彰が決定したとき等には、その要旨を表彰台帳に登載する」とされている。

表彰台帳の記載事項で主なものは「対象文書の主な記載内容」に記載のとおりであるが、「功労の概要」欄には、上申にかかる功労の内容を他と区別できる程度に具体的に記載するものである。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

ア 条例第8条第2号本文該当性について

(ア) 本件不開示部分1に関する記述について

本情報には、殺人並びに保護責任者遺棄致死事件の被疑者について、当該被疑者が所属する団体の名称及び当該団体での地位が記載されて

いる。

当該地位にかかる個人名は過去の事件報道等により公表されていることから、他の情報と照合することにより、当該事件の被疑者として、特定の個人を識別することができる情報である。

(イ) 本件不開示部分2について

本情報には、殺人並びに保護責任者遺棄致死事件について、当該事件に関係した団体の名称が記載されている。

当該事件については、逮捕された被疑者名、被害者名に加え、当該団体名も報道されている。したがって、同団体の名称を公にした場合には、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

上記事件については、実際に報道されているが、過去に慣行として公にされた情報であっても、一定期間経過後に慣行公性を喪失するものと考えられる。

本件対象文書に係る事件の裁判は公開の法廷で行われ、その都度報道されたとしても、本件請求は、当該事件の裁判が確定した日付から既に複数年が経過していることから、当該事件において報道発表された情報は、すでに慣行公性を失っていると認められ、又法令等の規定に基づき公にもされていないことから条例第8条第2号ただし書イには該当しない。

(イ) 条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニ該当性について

本件不開示部分は、条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書に記載されている本件不開示部分2は、警察本部長賞の対象となる事件を特定すべく記載されたものであり、当該事件に関係した団体の名称である。

特定の事件に関係する団体として、その名称が公にされた場合には、当該団体と事件との関連性を想起させ、団体としての社会的信用を低下させるなど、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

5 審査請求の理由について

(1) 情報の慣行公性について

ア 過去の報道記事について

捜査本部事件については、通常報道発表されており、本件対象文書に係る捜査本部事件についても報道発表がなされ、報道機関において実際に報道されている。

しかし、過去に公にされた情報であっても一定期間経過後に慣行公性を喪失すると考えられ、本件対象文書に係る捜査本部事件被告の裁判が公開の法廷において行われていたとしても、本件請求は当該裁判が確定した日付からすでに複数年が経過している。

イ 書籍について

審査請求人は、本件対象文書の情報が市販の書籍においても公にされていると主張しているが、仮に、当該書籍に引用されている事件と本件対象文書に係る捜査本部事件とが同一であったとしても、同書籍は自費出版されたものであり、流通仲介事業者を通して書店で販売される通常の商業出版物とは異なる販売方法がとられている。

つまり、当該書籍は特別な入手目的をもって探さなければ入手が困難なものであり、慣行として公にされている情報とは認められず、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 団体の公式ブログについて

当該ブログに掲載された情報と本件対象文書に係る情報が同一であったとしても、インターネット上の情報は、それを閲覧する特別の目的をもって検索しなければ、あるいは過去のニュースを特別に検索する目的をもってしなければ入手することはできず、現在慣行として公にされている情報とは認められず、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 過去の開示請求について

仮に、審査請求人が主張する団体の名称と本件審査請求に係る団体の名称が同一であったとしても、平成14年に開示請求がなされるのと、平成22年に開示請求がなされるのとでは、情報の周知性・慣行公性の判断に差が生じると認められる。したがって、本件対象文書に係る情報は既に慣行公性を失っていると判断でき、審査請求人の主張は理由がない。

(3) 登記上解散している法人について

条例第8条第3号による保護の対象とされる主体は、会社法等の規定に基づき登記されている法人に限らず、法人としての実態を有さない任意の団体も対象となりうる。

そして、商業登記された法人が解散し、閉鎖登記がなされたとしても、当該法人と同一名称を使用して任意団体として活動することを妨げる規定はなく、当該法人の役員等が別の法人等においてあたかも閉鎖法人の承継会社のように振る舞う場合も想定される。

本件対象文書中の事件に関係した団体の名称は、仮に当該団体が清算手続きを経た上で閉鎖登記された団体であったとしても、上記のような団体名称の使用が想定される場合には、公にすることにより団体としての社会的信用を害するおそれが認められる。

よって、審査請求人のこの主張には理由がない。

(4) よって、実施機関の本件決定は適法かつ妥当なものであり、審査請求人の主張は認められない。

第4 審査会の判断

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、諮問実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

2 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、千葉県警察の表彰に関する訓令（平成2年本部訓令第1号）第27条に規定する表彰台帳である。表彰台帳とは、諮問実施機関の説明要旨3のとおりであり、審査会において見分したところ、当該文書は次に掲げる欄で構成されている。

ア 旭

イ 続

ウ 入

エ 番号

オ 表彰年月日

カ 被表彰者の階級氏名又は部署名（部外のものにあつては住所氏名又は団体の所在地名称）

キ 功労の概要

ク 副賞

ケ 備考

(2) 本件決定において、開示しない部分は、上記キ「功労の概要」に記録された情報のうち本件不開示部分であり、審査請求人は当該部分を不開示とした処分について、その取消しを求めたものである。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

審査会が、本件対象文書を見分したところ、実施機関が条例第8条第2号に該当するとした本件不開示部分1は、それだけでは特定の個人を識別することができる情報であるとは言えないが、本件不開示部分2に記録された情報等と照合することにより特定の個人を識別することができる情

報であると認められる。

また、本件不開示部分2については、事件に関係した団体の名称が記録されている。

一般的に団体の名称から個人を識別することはできないが、特定の集団に関する情報を開示することにより、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり、情報の性質、集団の性格、規模等から、個人識別性を認めるべき場合がある。

本件の場合、当該団体は事件に関係した団体であり、当時の団体関係者が複数逮捕等されている。当該団体名は、事件の関係者にとっては、当時当該団体に属していた構成員を容易に連想することができる情報である。

また、その個々人が逮捕等されたという情報は、個人の犯罪歴として秘匿性の高い情報であり、個人の権利利益の保護を図る観点から、上記の個人識別性を認めるべき場合に該当すると認められる。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

ア 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

(ア) 過去の報道記事について

審査請求人は、本件不開示部分について、過去にマスコミが大々的に報道しており、現時点で改めて公にしたところで個人の権利利益を害することはあり得ない旨主張している。

しかし、捜査機関によって、一定の範囲で被疑者等に関する情報が発表されて、その内容が報道され、あるいは、公開の法廷で行われた刑事事件の裁判が傍聴されて、その内容が報道されることがあっても、それは、捜査機関が公益上の必要性から一定の範囲で捜査及び処分の内容を明らかにし、あるいは、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保するという観点からされているものであって、その限度において被疑者・被告人のプライバシーは一定の制約を受けざるを得ないものの、それを超えてあらゆる場面において刑事事件の被疑者等に関する個人情報公にされていると言うことはできない。

また、過去の一時点において公表されたそのような情報については、時間の経過に伴い社会一般の関心や記憶が薄れ、次第に公衆が知りうる状態に置かれているとは言えなくなっていくとともに、個人の犯罪歴として秘匿性の高い情報であることから、その権利利益を守る必要性が増していくと考えられる。

したがって、本件不開示部分が過去に報道等で公表されたものであるとしても、そのような事実をもって、当該情報が条例第8条第2号ただし書イに規定する法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公

にすることが予定されている情報とは認められない。

(イ) ブログについて

条例第8条第2号ただし書イに規定する「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」としては、個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報や、公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないことが確実である情報が考えられる。

審査請求人は、インターネットが普及しており、過去に公表された情報は広く公表され続けると主張しているが、行政文書に記録されている個人情報の開示不開示の判断に当たっては、インターネットに掲載されている情報だから全て公開されるということではなく、当該情報が慣行として、すなわち当該情報を公にすることが習慣として行われていることであるか、当該個人情報について本人自身がインターネット等で公開し続けているものかどうか、一時的に報道機関等で公表されたとしても、現在も社会通念上個人のプライバシーを侵害しないとして公表され続けているのか等の観点から検討する必要がある。

これを本件に照らして検討すると、そもそも審査請求人の主張するブログは、法人が作成しているブログであって、個人が自主的に公表しているものとは認められず、個人の権利利益が侵害されるおそれがないことが確実とは認められない。

また、過去の報道等で公表された情報であっても、個人情報を公表する目的と、時間の経過による個人の権利利益を擁護する必要性の比較衡量の考え方は上記のとおりである。

よって、審査請求人の主張は認められない。

(ウ) 書籍について

前述のとおり、「慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報」としては、個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報であると考えられるが、書籍が「何人でも知り得る」ものであるというためには、書店で容易に購入できる、あるいは図書館等の公共施設で一般に入手可能なものでなければならないと考えられる。

審査請求人が例示する書籍について、実施機関の説明によれば、本件審査請求時に都内及び県内の大手書店に当該書籍を購入したい旨の問合せを行ったところ、取り扱っていない旨回答されたとのことである。

また、審査会が、事務局職員に当該書籍について調査させたところ、国立国会図書館、関東近県の公立図書館及び日本書籍出版協会における蔵書について検索したが、見つけることができなかった。

このような状況をみると、当該書籍については、何人でも知り得るものということができる」と認められない。

よって、審査請求人の主張は認められない。

イ 条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニ該当性について

上記アにおいて、条例第8条第2号ただし書イに該当しないとした部分については、同号ただし書ロに該当すべき事情も見当たらない。

また、同号ただし書ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

4 条例第8条第3号該当性について

条例第8条第2号及び第3号に該当するとして、本件不開示部分2を開示しないとした本件決定については、同条第3号について判断するまでもなく、上記3のとおり同条第2号本文に該当し、それぞれのただし書にも該当しないことから、開示しないとするのが妥当であると判断する。

5 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、過去の他機関への開示請求において、本件不開示部分が開示されており、不開示とする合理的理由はないと主張するが、不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務又は事業の進行状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断する必要がある。

これを本件不開示部分について検討すると、たとえ過去の開示請求において開示されたことがある情報であったとしても、当審査会の判断は、上記3(2)ア(ア)のとおりであり、本件不開示部分について、実施機関が、時間の経過により慣行公性が喪失されると説明することは首肯できるものである。

よって、審査請求人の主張は認められない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定（上記第2 1に係るものに限る。）は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年6月2日	諮問書の受理
平成23年7月14日	実施機関の理由説明書の受理
平成23年8月16日	異議申立人の意見書の受理
平成25年1月29日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成25年2月26日	審議
平成25年3月26日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部 会 長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁護士	
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順:平成25年3月26日現在)